

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成24年3月30日(金曜日)

号外第14号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例		特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民・NPO協働推進課)	15
知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例(総務・人材課)	5	認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例(県民・学事振興課)	15
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例(環境農政・自然環境保全課)	5	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例(環境農政・地球温暖化対策課)	16
公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例(政策・土地水資源対策課)	9	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例(保健福祉・医療課)	16
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務・市町村行政課)	9	神奈川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(保健福祉・障害福祉課)	16
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(総務・市町村行政課)	13	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例(保健福祉・環境衛生課)	16
神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人材課)	13	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例(保健福祉・食品衛生課)	17
市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人材課)	13	神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例の一部を改正する条例(商工労働・産業人材課)	18
神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人材課)	14	神奈川県営住宅条例の一部を改正する条例(県土整備・公共住宅課)	18
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(総務・人材課)	14	神奈川県営上水道条例の一部を改正する条例(企業・経営課)	20
学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(総務・労務給与課)	14	風致地区条例を廃止する条例(環境農政・自然環境保全課)	21

本号で公布された条例のあらまし

1 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例

- (1) 知事等に係る平成24年6月及び同年12月の期末手当は、知事及び副知事の給与等に関する条例等にかかわらず、知事の期末手当の額は、同条例等による額からその100分の15に相当する額を、副知事の期末手当の額は、同条例等による額からその100分の13に相当する額を、教育長及び公営企業管理者の期末手当の額は、同条例等による額からその100分の10に相当する額を、常勤の監査委員及び特別職の秘書の期末手当の額は、同条例等による額からその100分の8に相当する額を減じた額とすることとした。(第1条～第5条関係)
- (2) 職員の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における管理職手当の額は、職員の給与に関する条例等による額からその100分の10に相当する額を減じた額とすることとした。(第6条、第7条関係)
- (3) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び特別保護指定区域の標識の寸法を定めることとした。
- (2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

3 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正により、都市計画施設の区域内等に所在する土地を有償で譲渡する場合の届出を不要とする面積規模を定める権限を県から市へ移譲することとされたことに伴い、規定の整備を行うこととした。
- (2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

4 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (2) 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (3) 薬事法施行規則の一部改正及び神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部改正による経過措置期間の満了に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (4) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、(1)のうち温泉法の一部改正に伴う改正規定は公布の日から、(3)のうち薬事法施行規則の一部改正に伴う改正規定は同年6月1日から、(1)のうち神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う改正規定及び(2)については公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

5 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 住民基本台帳法第30条の7第4項第2号に規定する区域内の市町村の執行機関は藤沢市の長とし、同号に規定する事務は旅券法第3条第1項の発給等に関する事務であって規則で定めるものとした。(第2条関係)
- (2) この条例は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

6 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 知事の定数を7,629人(現行7,731人)、教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)の定数を806人(現行808人)、教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員の定数を11,900人(現行11,758人)、教育委員会の所管に属する学校のその他の職員の定数を1,169人(現行1,179人)、教育委員会の所管に属する学校の定数を13,069人(現行12,937人)、職員の定数の合計を22,699人(現行22,671人)とした。(第2条関係)
- (2) 定数の外に置く職員に係る規定の整備を行うとともに、当該職員が職務に復帰し、又は復職した場合における定数上の取扱いを定めることとした。(第2条関係)
- (3) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

7 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 小学校の定数を24,644人(現行24,551人)、中学校の定数を13,545人(現行13,335人)、特別支援学校の定数を1,431人(現行1,407人)、職員の定数の合計を39,639人(現行39,312人)とした。(第2条関係)
- (2) 定数の外に置く職員に係る規定の整備を行うとともに、当該職員が職務に復帰し、又は復職した場合における定数上の取扱いを定めることとした。(第2条関係)
- (3) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

8 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 警視の定数を388人(現行387人)、警部の定数を915人(現行914人)、警部補及び巡査部長の定数を9,320人(現行9,309人)、巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)の定数を4,884人(現行4,880人)、警察官の定数を15,507人(現行15,490人)、警察官以外の職員の定数を1,688人(現行1,697人)、職員の定数の合計を17,195人(現行17,187人)とした。(第2条関係)
- (2) 各階級の警察官の定数に欠員がある場合における下位の階級への定数の流用に係る規定を定めることとした。(第2条関係)
- (3) 定数の外に置く職員に係る規定の整備を行うとともに、当該職員が職務に復帰し、又は復職した場合における定数上の取扱いを定めることとした。(第2条関係)
- (4) 臨時待命に係る規定を削除することとした。(附則第3項～第11項関係)
- (5) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- (6) 神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正し、臨時待命に係る規定を削除することとした。

9 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 障害者自立支援法の一部改正に伴い、及び一部改正された児童福祉法に基づく市町村の障害児通所給付費等に係る処分に対する審査請求の事件を神奈川県障害者介護給付費等不服審査会に取り扱わせることとしたため、同審査会の設置目的について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

10 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) へき地教育振興法の一部改正に伴い、へき地学校及びその級別等について、へき地学校等の所在地の交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件を勘案し、その所在地のへき地条件の程度の軽重に応じ、人事委員会規則で定めることとする

とともに、へき手当の特例について規定の整備を行うこととした。(第15条、附則第24項関係)

(2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

11 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(1) 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、住民票に外国人住民に係る事項を記載することとなったことに伴い、特定非営利活動法人の設立の認証申請等に当たり申請書等に添付する書類から、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村の長が発給する書面を削除することとした。(第2条関係)

(2) この条例は、平成24年7月9日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。

ア 条例の題名を「認定こども園の要件を定める条例」に改めることとした。(題名関係)

イ この条例における「幼保連携型認定こども園」等の用語の意義について規定の整備を行うこととした。(第1条関係)

ウ 幼稚園又は保育所等に係る認定こども園の要件として、当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと等を定めることとした。(第2条関係)

エ 幼保連携施設に係る認定こども園の要件として、当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること等を定めることとした。(第3条関係)

(2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

13 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

(1) 事業活動温暖化対策計画書、建築物温暖化対策計画書及び特定開発事業温暖化対策計画書に記載した事項の変更のうち、規則で定める軽微なものについては、知事への届出を要しないこととした。(第11条、第20条、第35条関係)

(2) 神奈川県地球温暖化対策推進条例における「特定建築物」の意義を、規則で定める規模を超える建築物から規則で定める規模以上の建築物に改めることとした。(第18条関係)

(3) この条例は、平成24年6月1日から施行することとした。ただし、(2)については、同年10月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

14 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの対象に、学校法人北里研究所及び学校法人東海大学が設置する大学に入学を許可された者で一定の要件に該当するものを加えることとした。(第2条関係)

(2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

15 神奈川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

(1) 障害者基本法の一部改正に伴い、条例の題名を「神奈川県障害者施策審議会条例」に改めるとともに、神奈川県障害者施策推進協議会の名称を「神奈川県障害者施策審議会」に改め、規定の整備を行うこととした。(題名、第1条～第6条関係)

(2) この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

16 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 公衆浴場法の一部改正により、公衆浴場の設置の場所の配置の基準を定める権限を県から保健所を設置する市へ移譲することとされたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(第3条関係)

(2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

17 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴い、生食用食肉の加工又は調理を行う場合の飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業及び総菜製造業の施設基準を追加することとした。(別表第2関係)

(2) この条例は、平成24年10月1日から施行することとした。

18 神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立西部総合職業技術校を設置することとした。(第2条関係)

(2) この条例は、平成24年10月1日から施行することとした。


19 神奈川県営住宅条例の一部を改正する条例

- (1) 公営住宅法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを引き続き公営住宅に入居することができる者の資格とするとともに、高齢者等については引き続き現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しないこととするため、所要の改正を行うこととした。（第6条、第8条関係）
- (2) 法の一部改正に伴い、県営住宅に入居することができる者の収入基準について規定の整備を行うこととした。（第6条、第12条関係）
- (3) 家賃の納付について、生活保護法に規定する保護の実施機関が県営住宅の入居者に代わって家賃を支払う場合において、当該入居者に係るその月分の家賃の納付につき知事が必要と認めるときは、当該納付の期限は知事が別に定める日とすることとした。（第21条関係）
- (4) その他規定の整備を行うこととした。（第7条、第8条の2、第8条の3、第9条、第15条、第32条、第34条関係）
- (5) 振興山村の区域の全部又は一部を含む市町村の区域に存する公営住宅に係る公営住宅に入居することができる者の資格の特例を廃止することとした。（附則第5項関係）
- (6) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、(3)については、公布の日から施行することとした。
- (7) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

20 神奈川県営上水道条例の一部を改正する条例

- (1) 水道法の一部改正に伴い、工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者を必要とする水道の布設工事の種類を定めることとした。（第49条の2関係）
- (2) 水道法の一部改正に伴い、(1)の業務を行う者及び水道の管理について技術上の業務を担当する者に必要な資格を定めることとした。（第49条の3、第49条の4関係）
- (3) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

21 風致地区条例を廃止する条例

- (1) 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、風致地区条例を廃止することとした。
 - (2) この条例は、平成27年4月2日から施行することとした。ただし、(3)については、平成24年4月1日から施行することとした。
 - (3) 政令の一部改正に伴い、改正後の政令で定める基準に従った市町村の条例が制定施行された場合について必要な経過措置を定めることとした。
 - (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 

条 例

知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第14号

知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例

(知事及び副知事の期末手当の特例)

第1条 知事に係る平成24年6月及び同年12月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例(昭和28年神奈川県条例第8号)第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の15に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

2 副知事に係る平成24年6月及び同年12月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の13に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長の期末手当の特例)

第2条 教育長に係る平成24年6月及び同年12月の期末手当の額は、教育長の給与等に関する条例(昭和24年神奈川県条例第42号)第5条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(常勤の監査委員の期末手当の特例)

第3条 常勤の監査委員に係る平成24年6月及び同年12月の期末手当の額は、監査委員の給与等に関する条例(昭和26年神奈川県条例第8号)第7条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(公営企業管理者の期末手当の特例)

第4条 公営企業管理者に係る平成24年6月及び同年12月の期末手当の額は、公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第51号)第5条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(特別職の秘書の期末手当の特例)

第5条 特別職の秘書に係る平成24年6月及び同年12月の期末手当の額は、特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成20年神奈川県条例第5号)第6条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(職員の管理職手当の特例)

第6条 職員の給与に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に

より定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(学校職員の管理職手当の特例)

第7条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第15号

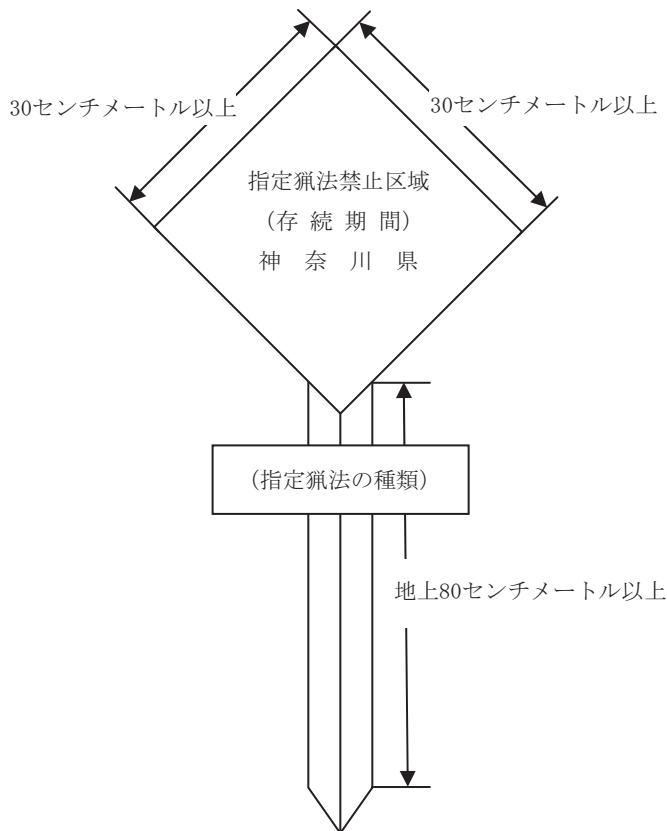
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第15条第14項ただし書(法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)及び法第34条第7項(法第35条第12項において準用する場合を含む。)並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)第37条第2項ただし書の規定により、法第15条第13項(法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)、法第34条第5項(法第35条第12項において準用する場合を含む。)及び省令第37条第1項の標識の寸法を別表のとおり定める。

別表

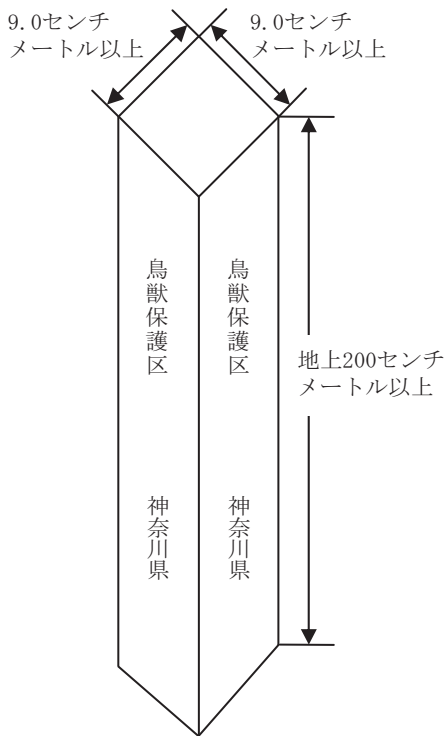
1 法第15条第13項の標識

制札

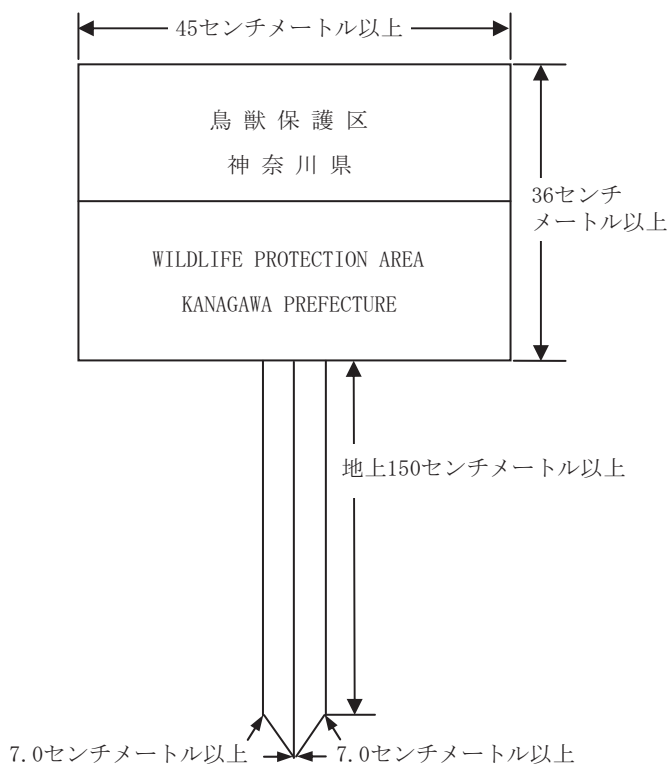


2 法第28条第9項において準用する法第15条第13項の標識

標柱

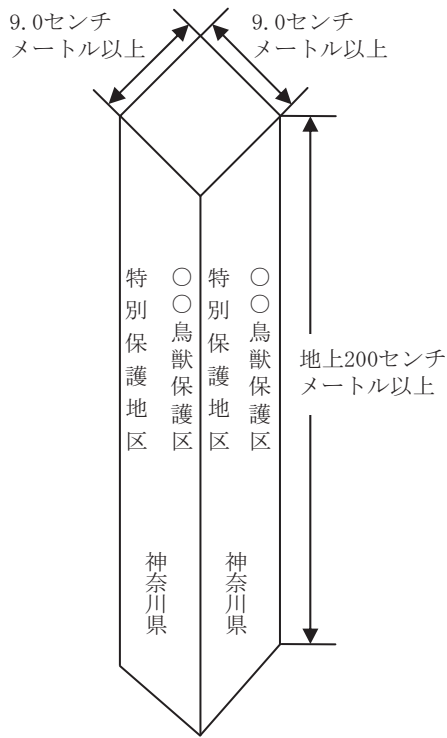


制札

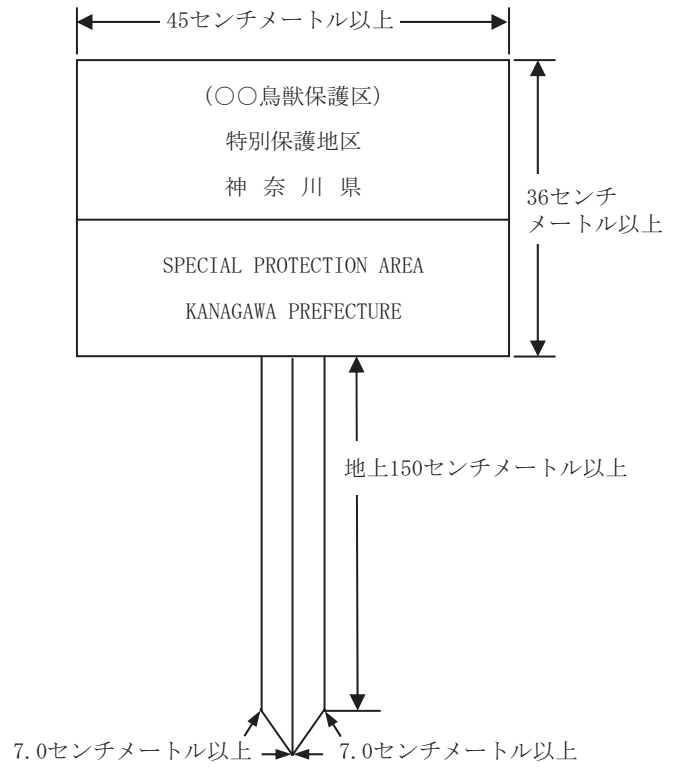


3 法第29条第4項において準用する法第15条第13項の標識

標柱

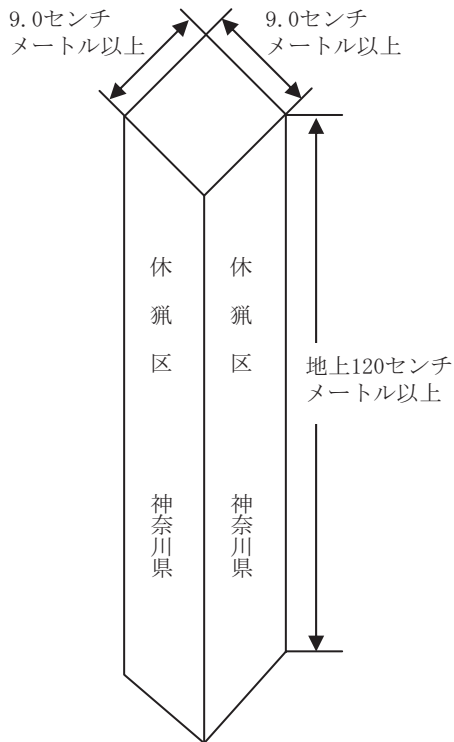


制札

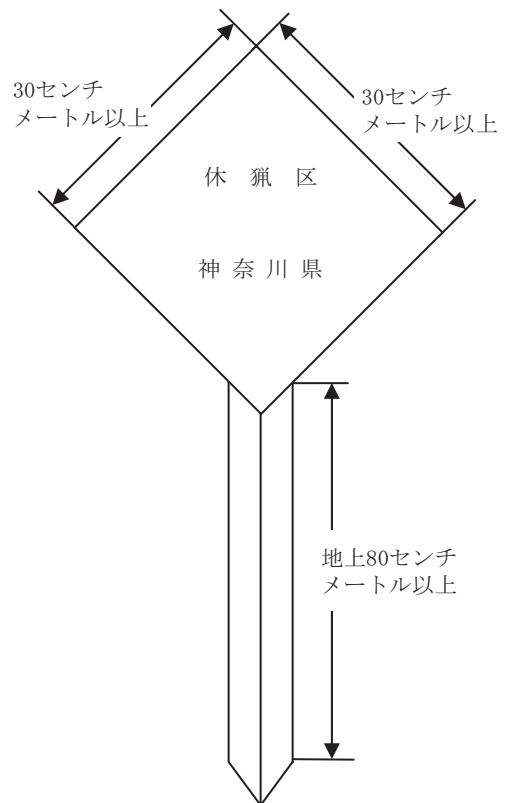


4 法第34条第5項の標識

標柱



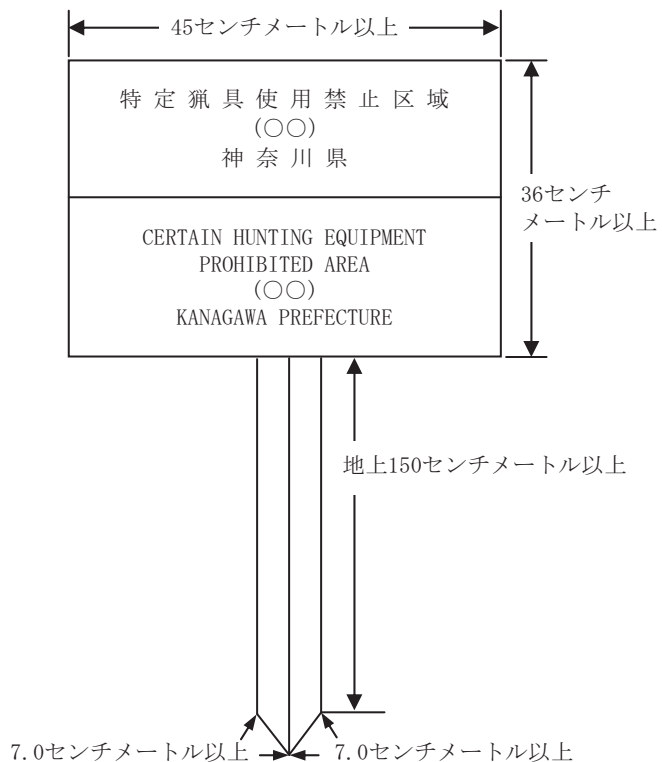
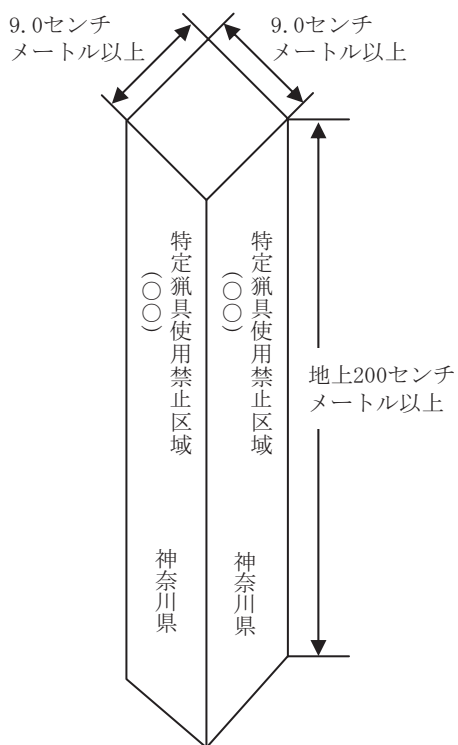
制札



5 法第35条第12項において準用する法第34条第5項の標識(法第35条第1項の特定猟具使用禁止区域を表示するものに限る。)

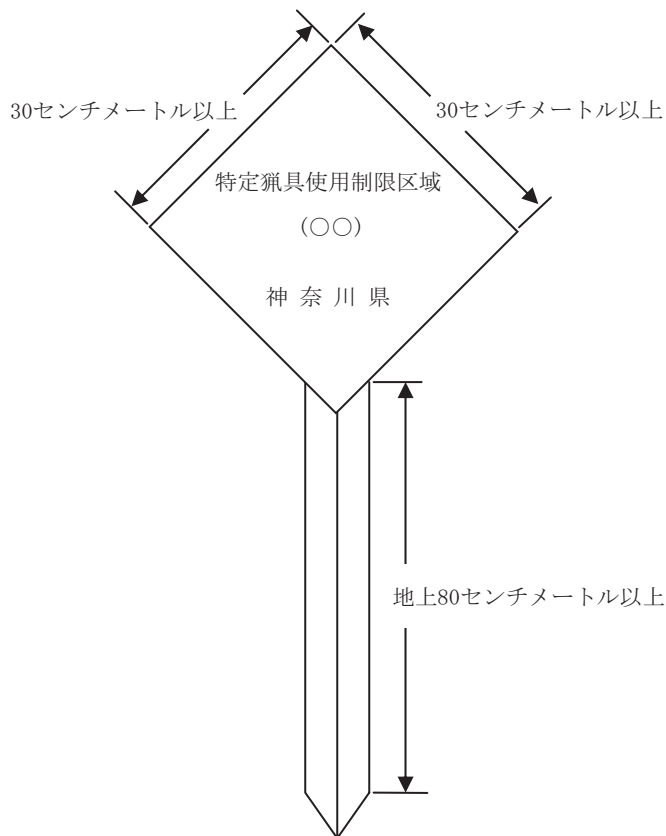
標柱

制札

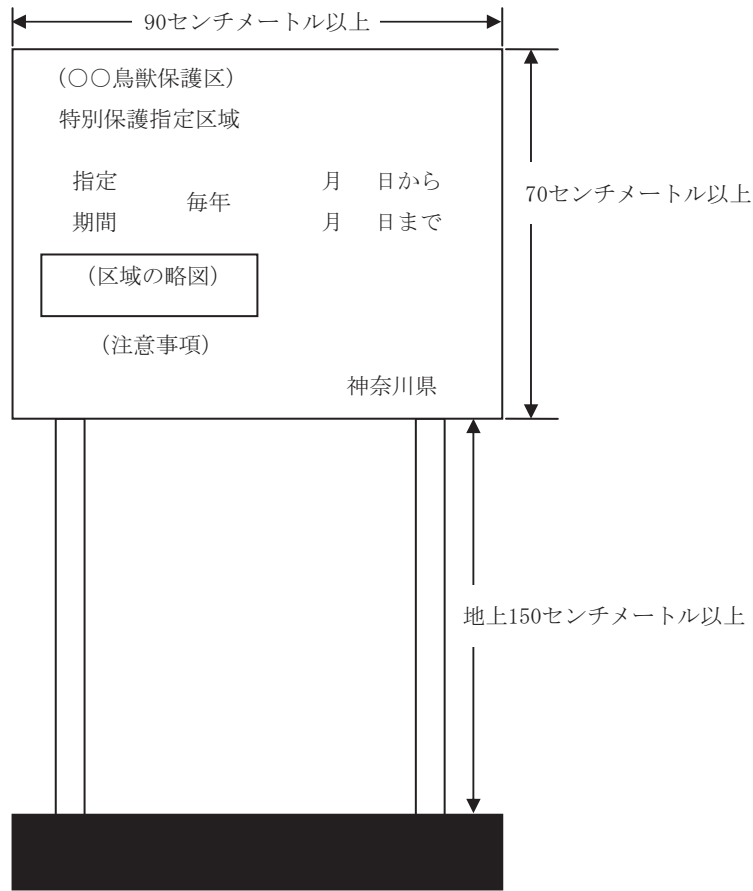


6 法第35条第12項において準用する法第34条第5項の標識(法第35条第1項の特定猟具使用制限区域を表示するものに限る。)

制札



7 省令第37条第1項の標識
制札



- 備考 1 既存工作物を利用して制札を設置する場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、当該制札の寸法については、この限りでない。
- 2 1の項、4の項及び6の項に掲げる標識の制札を立木竹等に固定させる場合にあつては、当該制札の地上からの高さは、150センチメートル以上とすること。
- 3 2の項、3の項及び5の項に掲げる標識の支柱に鉄材等を用いる場合であつて、木材を用いた場合と同程度以上に制札を支持することができるときは、当該支柱の太さの寸法については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第16号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(平成15年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第17号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表1の項(3)及び(4)を削り、同表3の項中「市町村内」を「町村の区域内」に改め、同項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山

北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

別表4の2の項を削り、同表4の3の項を4の2の項とし、4の4の項を削り、同表4の5の項中(1)から(4)までを削り、(5)を(1)とし、(6)から(21)までを4ずつ繰り上げ、同項(2)中「(5)、(8)、(10)、(16)、(19)及び(26)」を「(6)、(12)、(15)及び(22)」に改め、同項中(2)を(18)とし、同項(23)中「(22)」を「(18)」に改め、同項中(23)を(19)とし、同項(24)中「(22)」を「(18)」に改め、同項中(24)を(20)とし、同項(25)中「(24)まで及び(26)から(28)まで」を「(20)まで及び(22)から(24)まで」に改め、同項中(25)を(21)とし、以下4ずつ繰り上げ、同項を同表4の3の項とし、同表15の2の項を削り、同表15の3の項中「都市緑地法()」の次に「昭和48年法律第72号。」を加え、同項を同表15の2の項とし、同表16の項右欄を次のように改める。

葉山町

別表23の項(2)中「係る事業の開始」を「配置される指定施設の設置の工事の完了」に改め、同項中(6)及び(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)から(13)までを2ずつ繰り上げ、(14)から(16)までを削り、(17)を(12)とし、その次に次のように加える。

(13) 条例第19条の2第1項の規定により、環境配慮推進事業所を登録すること。

別表23の項(18)中「第20条」を「第20条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)」に、「環境管理事務所」を「環境管理事務所等」に改め、同項中(18)を(14)とし、同項(19)中「第21条」を「第21条第1項」に改め、同項中(19)を(15)とし、その次に次のように加える。

(16) 条例第21条第2項の規定により、環境配慮推進事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。

別表23の項(23)中「(22)」を「(29)」に改め、同項中(23)を(30)とし、同項(22)中「(20)まで」を「(24)まで及び(26)から(28)まで」に改め、同項中(22)を(29)とし、同項(21)中「(20)まで」を「(24)まで及び(26)から(28)まで」に改め、同項中(21)を(25)とし、その次に次のように加える。

(26) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第6条、条例第21条、条例第22条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、条例第42条の3第1項、条例第99条第1項から第3項まで、条例第100条及び条例第101条の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(27) 条例第110条の3第1項の規定により、(26)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。

(28) 条例第110条の3第2項の規定により、(26)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。

別表23の項中(20)を(17)とし、その次に次のように加える。

(18) 条例第24条の2の規定により、環境配慮推進事業所の登録を抹消すること。

(19) 条例第42条の3第1項の規定により、指定事業所に係る事項の報告を受理すること。

(20) 条例第42条の3第2項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。

(21) 条例第99条第2項の規定により、周辺環境配慮計画書を受領すること。

(22) 条例第99条第4項(条例第101条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。

(23) 条例第100条の規定により、周辺環境配慮報告書を受領すること。

(24) 条例第101条第1項の規定により、周辺環境配慮事業者が行う事業に係る事項の変更等の届出を受領すること。

別表25の項中「いう。」の次に「及び条例の施行のための規則」を加え、同項(3)中「及び(2)」を「(2)及び(4)から(6)まで」に改め、同項(4)中「及び(2)」を「(2)及び(4)から(6)まで」に改め、同項中(4)を(7)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第33条の2の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(5) 条例第110条の3第1項の規定により、(4)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。

(6) 条例第110条の3第2項の規定により、(4)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。

別表25の項に次のように加える。

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

別表25の項中「(4)の」を「(7)の」に、「相模原市」を「相模原市」に改め、「藤沢市」の次に「に限り、左欄(4)から(6)まで並びに左欄(3)及び(7)のうち(4)から(6)までに掲げる事務に関するもの」にあっては相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市」を加え、同表25の2の項(5)中「(4)まで」の次に「及び(6)から(8)まで」を加え、同項(7)中「(6)」を「(9)」に改め、同項中(7)を(10)とし、同項(6)中「(4)まで」の次に「及び(6)から(8)まで」を加え、同項中(6)を(9)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第42条第1項及び第2項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(7) 条例第110条の3第1項の規定により、(6)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。

(8) 条例第110条の3第2項の規定により、(6)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。

別表26の項(1)中「燃焼」を「焼却」に改め、同項中(3)から(5)までを削り、(6)を(3)とし、(7)から(18)までを3ずつ繰り上げ、同項(19)中「(18)」を「(15)」に改め、同項中(19)を(16)とし、同項(20)中「(18)」を「(15)」に改め、同項中(20)を(17)とし、同項(21)中「(20)」を「(17)」に改め、同項中(21)を(18)とし、同項右欄中「(19)及び(20)」を「(16)及び(17)」に、「(11)から(18)まで」を「(8)から(15)まで」に改め、同表27の項(1)中「届出」を「報告」に改め、同項(2)中「土壌の汚染が確認された土地の住所等」を「特定有害物質使用地の所在等」に改め、同項中(3)を削り、(4)を(3)とし、同項(5)中「土壌の」を削り、「汚染状況」を「土壌の汚染の状況」に改め、同項中(5)を(4)とし、その次に次のように加える。

(5) 条例第60条第3項の規定により、特定有害物質使用地の所在等を公表すること。

別表27の項(6)中「第60条第3項」を「第60条第4項」に改め、同項(7)中「第60条第4項」を「第60条第5項」に改め、同項(14)を削り、同項(13)中「で準用」を「において準用」に、「土壌の汚染が確認された土地の住所等」を「ダイオキシン類管理対象地の所在等」に改め、同項中(13)を(14)とし、同項(12)中「で準用」を「において準用」に、「第59条第3項」を「第59条第3項本文」に、「届出」を「報告」に改め、同項中(12)を(13)とし、(11)を削り、同項(10)中「第61条第1項」を「第61条」に改め、同項中(10)を(11)とし、その次に次のように加える。

(12) 条例第62条の2の規定により、土壌の汚染による地下水への影響の調査の結果の報告を受理すること。

別表27の項中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 条例第60条第6項の規定により、非常災害のために必要な応急措置として特定有害物質使用地における土地の形質の変更を行った旨の届出を受理すること。

別表27の項(16)中「で準用」を「において準用」に改め、「土壌の」を削り、「汚染状況」を「土壌の汚染の状況」に改め、同項(2)から(28)までを削り、同項(21)中「で準用」を「において準用」に、「第61条第1項」を「第61条」に改め、同項中(21)を(23)とし、その次に次のように加える。

(24) 条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定により、土壌の汚染による地下水への影響の調査の結果の報告を受理すること。

別表27の項(20)中「で準用」を「において準用」に改め、同項中(20)を(22)とし、同項(19)中「で準用」を「において準用」に改め、同項中(19)を(21)とし、同項(18)中「で準用」を「において準用」に、「第60条第4項」を「第60条第5項」に改め、同項中(18)を(19)とし、その次に次のように加える。

(20) 条例第63条の3において準用する条例第60条第6項の規定により、非常災害のために必要な応急措置としてダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更を行った旨の届出を受理すること。

別表27の項(17)中「で準用」を「において準用」に、「第60条第3項」を「第60条第4項本文」に改め、同項中(17)を(18)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定により、ダイオキシン類管理対象地の所在等を公表すること。

別表27の項中(29)を(25)とし、(30)から(42)までを4ずつ繰り上げ、同項(43)中「(42)まで」を「(38)まで及び(40)から(48)まで」に改め、同項中(43)を(39)とし、その次に次のように加える。

(40) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第58条の3、条例第59条第1項並びに同条第2項及び第3項(条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。)、条例第60条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、条例第60条の2、条例第62条並びに条例第62条の2(条例第63条の3において準用する場合を含む。)並びに条例第63条の2第1項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(41) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第77条並びに条例第78条第2項及び第3項の規定に違反している者等に対し、

必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(42) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第85条第2項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(43) 条例第110条の3第1項の規定により、(40)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。

別表27の項(44)中「第110条の2第1項」を「第110条の3第1項」に、「(3)、(11)、(14)及び(22)」を「(41)」に改め、同項(47)中「(46)」を「(49)」に改め、同項中(47)を(50)とし、同項(46)中「(42)まで」を「(38)まで及び(40)から(48)まで」に改め、同項中(46)を(49)とし、同項(45)中「第110条の2第2項」を「第110条の3第2項」に、「(3)、(11)、(14)及び(22)」を「(40)」に改め、同項中(45)を(46)とし、その次に次のように加える。

(47) 条例第110条の3第2項の規定により、(41)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。

(48) 条例第110条の3第2項の規定により、(42)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。

別表27の項(44)の次に次のように加える。

(45) 条例第110条の3第1項の規定により、(42)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。

別表27の項中「左欄(23)から(28)まで並びに左欄(43)及び(46)のうち(23)から(28)までに掲げる事務に関するもの」にあっては相模原市及び横須賀市に限り、を削り、「(29)から(40)まで及び(42)並びに左欄(43)及び(46)のうち(29)から(40)まで及び(42)」を「(25)から(36)まで、(38)、(40)、(43)及び(46)並びに左欄(39)及び(49)のうち(25)から(36)まで、(38)、(40)、(43)及び(46)」に、「(41)並びに左欄(43)及び(46)のうち(41)」を「(37)、(42)、(45)及び(48)並びに左欄(39)及び(49)のうち(37)、(42)、(45)及び(48)」に改め、同表28の項中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、(5)を削り、同項(6)中「から(5)まで」を「及び(3)から(6)まで」に改め、同項中(6)を(2)とし、その次に次のように加える。

(3) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第94条及び条例第95条第2項の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

(4) 条例第110条の2第1項の規定により、条例第96条の8の規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

別表28の項(7)中「第110条の2第1項」を「第110条の3第1項」に、「(1)及び(5)」を「(3)及び(4)」に改め、同項中(7)を(5)とし、同項(8)中「第110条の2第2項」を「第110条の3第2項」に、「(1)及び(5)」を「(3)及び(4)」に改め、同項中(8)を(6)とし、同項(9)中「から(5)まで」を「及び(3)から(6)まで」に改め、同項中(9)を(7)とし、同項(10)中「(9)」を「(7)」に改め、同項中(10)を(8)とし、同項右欄を次のように改める。

市町村(左欄(1)及び(4)並びに左欄(2)及び(7)のうち(1)及び(4)並びに左欄(5)、(6)及び(8)のうち(4)に掲げる事務に関するもの)にあっては横浜市及び川崎市に限り、左欄(3)並びに左欄(2)及び(7)のうち(3)に掲げる事務に関するもの)にあっては横浜市及び川崎市を除き、左欄(5)及び(6)のうち(3)に掲げる事務に関するもの)にあっては横浜市、川崎市、逗子市、三浦市及び海老名市を除く。)

別表29の項(1)を削り、同項(2)中「(1)」を「(2)」に改め、同項中(2)を(1)とし、その次に次のように加える。

(2) 条例第110条の2第2項の規定により、条例第107条に規定する責務を果たしていない者等に対し、指導等を行うべきことを勧告すること。

別表29の項(3)中「(1)」を「(2)」に改め、同表30の2の項(2)中「第110条の2第1項」を「第110条の3第1項」に改め、同項(3)中「第110条の2第2項」を「第110条の3第2項」に改め、同項(6)中「第113条第2項」を「第113条の2第1項」に改め、同項(7)中「第113条第3項」を「第113条の2第2項」に改め、同項(8)中「第113条の2」を「第113条の3」に改め、同項(9)中「第113条の3」を「第113条の4」に改め、同項(10)中「第113条の4第1項」を「第113条の5第1項」に改め、同項(11)中「第113条の4第2項」を「第113条の5第2項」に改め、同項(12)中「第113条の5第1項」を「第113条の6第1項」に改め、同項(13)中「第113条の5第2項」を「第113条の6第2項」に改め、同項(14)中「第113条の5第3項」を「第113条の6第3項」に改め、同項(15)中「第113条の5第4項」を「第113条の6第4項」に改め、同項(16)中「第113条の5第5項」を「第113条の6第5項」に改め、同項(17)中「第113条の6第1項」を「第113条の7第1項」に改め、同表31の項(1)中「第2項」の次に「、条例第59条第3項(条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。)並びに条例第60条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、条例第60条の2第2項及び第3項並びに条例第62条の2(条例第63条の3において準用する場合を含む。)」を加え、「報告」を「報告等」に改め、同表34の2の項を削り、同表35の項(1)中「第34条第1項」を「第34条」に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に、「ゆう出量等」を「湧出量等」に改め、同項(2)中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同項右欄中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同表43の項中(2)から(9)までを削り、(10)を(2)とし、(11)から(13)までを8ずつ繰り上げ、同項(14)中「(13)」を「(5)」に改め、同項中(14)を(6)とし、同項右欄中「(14)」を「(6)」に改め、同表65の2の項中「及び法の施行のための規則」を削り、同項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを削り、(6)を(2)とし、(7)を(3)とし、(8)及び(9)を削り、(10)を(4)とし、(11)を(5)とし、(12)を削り、同表93の4の項を削り、同表103の項を次のように改める。

103 削除	
--------	--

別表105の項を次のように改める。

105 削除	
--------	--

別表107の項から111の項までを次のように改める。

107 削除	
108 削除	
109 削除	
110 削除	
111 削除	

別表113の項及び114の項を次のように改める。

113 削除	
114 削除	

別表120の項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町

別表135の項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町

別表138の項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町

別表142の項を次のように改める。

142 削除	
--------	--

別表143の項(2)中「、前項(3)に掲げる事務に関し」を削り、「書類」の次に「(法第52条の2第1項の許可に係るものに限る。)」を加え、同項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町

別表144の項(1)中「、法第56条第1項、法第57条第2項」を削り、同項(2)中「第55条第2項」の次に「、法第56条第1項及び法第57条第2項」を加え、同項右欄中「横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市及び清川村を除く」を「葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町に限る」に改め、同表145の項を次のように改める。

145 削除	
--------	--

別表146の項(2)中「、前項(3)に掲げる事務に関し」を削り、「書類」の次に「(法第53条第1項の許可(法第55条第1項に規定する事業予定地に係るものを除く。)に係るものに限る。)」を加え、同項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町

別表147の項中「横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市及び清川村を除き」を「葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町に限り」に改め、同表149の項を次のように改める。

149 削除	
--------	--

別表150の項(2)中「、前項(3)に掲げる事務に関し」を削り、「書類」の次に「(法第65条第1項の許可に係るものに限る。)」を加え、同項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町

別表154の項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び愛川町

別表155の項(4)中「堆積」を「堆積^{たい}」に改め、同項右欄中「除く」を「除き、左欄(1)及び(2)に掲げる事務にあっては、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町及び愛川町に限る」に改め、同表156の5の項右欄を次のように改める。

葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表35の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表93の4の項の改正規定 平成24年6月1日
- (3) 別表23の項、25の項から29の項まで、30の2の項及び31の項の改正規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第18号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（保存期間に係る本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第2条 法第30条の7第4項第2号に規定する条例で定める区域内の市町村の執行機関は藤沢市の長とし、同号に規定する条例で定める事務は旅券法（昭和26年法律第267号）による同法第3条第1項の発給、同法第10条第1項ただし書の記載事項の訂正、同法第12条第1項の査証欄の増補又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて規則で定めるものとする。

別表中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第19号

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務部局の区分	定数
知 事	7,629人
公 営 企 業 管 理 者	1,009人
議 会	78人

選 挙 管 理 委 員 会	6人	
監 査 委 員	42人	
人 事 委 員 会	34人	
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	806人	
教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	11,900人
	そ の 他 の 職 員	1,169人
	小 計	13,069人
労 働 委 員 会	22人	
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	4人	
合 計	22,699人	

第2条第2項中「派遣された」を「派遣されている者、育児休業をしている」に、「おく」を「置く」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により第1項に規定する定数の外に置かれることとなつた職員が職務に復帰し、又は復職した場合において、職員の員数が同項に規定する定数を超えるときであつて、任命権者が必要と認めるときは、その定数を超える員数の職員を1年を超えない期間に限り、定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第20号

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	24,644人
中 学 校	13,545人
特 別 支 援 学 校	1,431人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合 計	39,639人

第2条第2項中「うち」の次に「、他の地方公共団体に派遣されている者、育児休業をしている者」を加え、「おく」を「置く」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により第1項に規定する定数の外に置かれること

となつた職員が職務に復帰し、又は復職した場合において、職員の員数が同項に規定する定数を超えるときであつて、神奈川県教育委員会が必要と認めるときは、その定数を超える員数の職員を1年を超えない期間に限り、定数の外に置くことができる。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第21号

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例(昭和29年神奈川県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

職員の区分		定数
警察官	警視	388人
	警部	915人
	警部補及び巡査部長	9,320人
	巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	4,884人
	計	15,507人
警察官以外の職員		1,688人
合計		17,195人

第2条第2項中「うち」の次に「、他の地方公共団体に派遣されている者、育児休業をしている者」を加え、「前項」を「第1項」に、「おく」を「置く」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、警視、警部又は警部補及び巡査部長の階級にある警察官の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内で、その定数を当該階級より下位の階級にある警察官の定数に流用することができる。

第2条に次の1項を加える。

4 前項の規定により第1項に規定する定数の外に置かれることとなつた職員が職務に復帰し、又は復職した場合において、職員の員数が同項に規定する定数を超えるときであつて、神奈川県警察本部長が必要と認めるときは、その定数を超える員数の職員を1年を超えない期間に限り、定数の外に置くことができる。

附則第2項から第11項までを削り、附則第12項中「(昭和24年8月神奈川県条例第46号)」を「(昭和24年神奈川県条例第46号)」に

改め、同項を附則第2項とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部改正)

2 神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例(昭和29年神奈川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、特別待命を承認され、若しくは臨時待命を承認され若しくは命ぜられ」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「背広あい服」を「背広合服」に改め、同条第3項中「、又は特別待命若しくは臨時待命を取り消され」を削る。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第22号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県障害者介護給付費等不服審査会の項中「、市町村」を「市町村」に改め、「介護給付費等」の次に「又は地域相談支援給付費等」を、「報告する」の次に「とともに、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する」を加える。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第23号

学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「の指定」を削り、「所在地」の次に「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件を勘案し、その所在地」を加え、「、へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号)に定める基準に従い」を削り、「行うものとする」を「定める」に改める。

附則第24項中「基づく」を「より」に、「行う」を「定める」に改め、「の指定」を削り、「取消し又は変更があつた場合において」

を「次の各号のいずれかに該当することとなつたときは」に、「取消し又は変更の」を「該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) へき地学校の級別に変更があつたとき。
- (2) へき地学校であつた学校がへき地学校に準ずる学校になつたとき。
- (3) へき地学校等であつた学校又は施設がへき地学校等になつたとき。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第24号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定の適用については、改正前の第2条第2項第2号に掲げる書面は、作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、改正後の第2条第2項第1号に掲げる書面とみなす。

認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第25号

認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の基準を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定の基準」を「要件」に改める。

第1条第1号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「次のいずれかに該当する」を「同項の認定を受けた」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号ア中「に規定する施設のうち、同項第1号の要件に適合する」を「の認定を受けた」に改め、同号イ中「次のいずれかに該当する」を「法第3条第3項の認定を受けた」に改め、同号イ(イ)及び(ロ)を削り、同条第3号及び第4号中「に規定する施設のうち、同項第2号の要件に適合する」を「の認定を受けた」に改める。

第2条の見出しを「(法第3条第1項の要件)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

第2条中第8号を第11号とし、同条第7号キ中「第3号カ(イ)から(ロ)まで」を「第6号カ(イ)から(ロ)まで」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第10号とする。

ケ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。

第2条第6号ア(イ)中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第8号とし、同条第4号ア中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号カ中「幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「認定こども園」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第3条中「認定の基準」を「要件」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法第3条第3項の要件)

第3条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域

における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 前条第4号から第11号までに掲げる要件に適合すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第26号

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する 条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

第18条第1項中「を超える」を「以上の」に改める。

第20条第1項及び第35条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第18条第1項の規定は、平成24年10月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改 正する条例

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「学校法人聖マリアンナ医科大学」を「学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学及び学校法人東海大学」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

神奈川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第28号

神奈川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正す る条例

神奈川県障害者施策推進協議会条例（昭和46年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県障害者施策審議会条例

第1条中「第34条第3項」を「第36条第3項」に、「神奈川県障害者施策推進協議会」を「神奈川県障害者施策審議会」に改める。

第2条第1項中「神奈川県障害者施策推進協議会（以下「協議会」を「神奈川県障害者施策審議会（以下「審議会」に改める。

第3条第1項、第4条第1項、第5条及び第6条中「協議会」を「審議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等 に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（横浜市、川崎市及び横須賀市の区域においては、250メートル）」を削る。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正前の第3条第1項の規定は、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域における公衆浴場の設置の場所の配置の基準については、この条例の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第27条の規定による改正後の公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項の規定に基づく横浜市、川崎市及び横須賀市の条例が制定施行されるまでの間は、改正後の第3条第1項の規定

にかかわらず、なおその効力を有する。

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

**食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例
の一部を改正する条例**

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項(2)に次のように加える。

ウ 生食用食肉（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1に規定する生食用食肉をいう。以下同じ。）の加工又は調理を行う場合の飲食店営業

- (7) 生食用食肉の加工又は調理を行う場所は、他の作業を行う場所と区分された衛生的な場所であること。
- (4) 器具の洗浄及び消毒を行う場合は、生食用食肉及び原料肉のための専用の流水式洗浄設備その他器具の洗浄及び消毒に必要な設備等であって、生食用食肉及び原料肉のための専用のものが設けられていること。
- (6) 手指の洗浄及び消毒に必要な流水式手洗設備であって、生食用食肉及び原料肉のための専用のものが設けられていること。
- (5) 生食用食肉又は原料肉に接触する設備及び器具は、専用のものが備えられていること。
- (4) 生食用食肉の加工を行う場合は、原料肉の加熱殺菌に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (6) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行った原料肉の冷却に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (8) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌時及び冷却時における原料肉の温度を正確に測定することができる装置が備えられていること。

別表第2の1の項(1)を次のように改める。

(1) 食肉処理業

ア 食肉処理業

- (7) 施設には、原料保存用冷蔵庫、処理室及び食肉保存用冷蔵庫が設けられていること。
- (4) 施設で生体又はと体を取り扱う場合は、荷受室が設けられていること。
- (6) 施設でとさつ放血を行う場合は、とさつ放血室並びに血液及び汚水の処理設備が設けられていること。

イ 生食用食肉の加工又は調理を行う場合の食肉処理業

- (7) 生食用食肉の加工又は調理を行う場所は、他の作業を行う場所と区分された衛生的な場所であること。
- (4) 器具の洗浄及び消毒を行う場合は、生食用食肉及び原料肉のための専用の流水式洗浄設備その他器具の洗浄及び消毒に必要な設備等であって、生食用食肉及び原料肉

のための専用のものが設けられていること。

- (6) 手指の洗浄及び消毒に必要な流水式手洗設備であって、生食用食肉及び原料肉のための専用のものが設けられていること。
- (5) 生食用食肉又は原料肉に接触する設備及び器具は、専用のものが備えられていること。
- (4) 生食用食肉の加工を行う場合は、原料肉の加熱殺菌に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (6) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行った原料肉の冷却に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (8) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌時及び冷却時における原料肉の温度を正確に測定することができる装置が備えられていること。

別表第2の1の項(2)に次のように加える。

ウ 生食用食肉の加工又は調理を行う場合の食肉販売業

- (7) 生食用食肉の加工又は調理を行う場所は、他の作業を行う場所と区分された衛生的な場所であること。
- (4) 器具の洗浄及び消毒を行う場合は、生食用食肉及び原料肉のための専用の流水式洗浄設備その他器具の洗浄及び消毒に必要な設備等であって、生食用食肉及び原料肉のための専用のものが設けられていること。
- (6) 手指の洗浄及び消毒に必要な流水式手洗設備であって、生食用食肉及び原料肉のための専用のものが設けられていること。
- (5) 生食用食肉又は原料肉に接触する設備及び器具は、専用のものが備えられていること。
- (4) 生食用食肉の加工を行う場合は、原料肉の加熱殺菌に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (6) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行った原料肉の冷却に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (8) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌時及び冷却時における原料肉の温度を正確に測定することができる装置が備えられていること。

別表第2の1の項(3)を次のように改める。

(3) 総菜製造業

ア 総菜製造業

施設には、原料保存室、原料処理室、製造室及び製品保存室が設けられていること。

イ 生食用食肉の加工又は調理を行う場合の総菜製造業

- (7) 生食用食肉の加工又は調理を行う場所は、他の作業を行う場所と区分された衛生的な場所であること。
- (4) 器具の洗浄及び消毒を行う場合は、生食用食肉及び原料肉のための専用の流水式洗浄設備その他器具の洗浄及び消毒に必要な設備等であって、生食用食肉及び原料肉のための専用のものが設けられていること。
- (6) 手指の洗浄及び消毒に必要な流水式手洗設備であって、生食用食肉及び原料肉のための専用のものが設けられていること。

- (e) 生食用食肉又は原料肉に接触する設備及び器具は、専用のものが備えられていること。
- (f) 生食用食肉の加工を行う場合は、原料肉の加熱殺菌に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (g) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行った原料肉の冷却に十分な能力を有する専用の設備等が設けられていること。
- (h) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌時及び冷却時における原料肉の温度を正確に測定することができる装置が備えられていること。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例（昭和54年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表神奈川県立東部総合職業技術校の項の次のように加える。

神奈川県立西部総合職業技術校	秦野市桜町二丁目1番3号
----------------	--------------

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第32号

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(住宅令第6条第1項に規定する者にあつては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第7号)」を削り、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

第6条第1項中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第5号から第7号まで」を「第1項第4号から第6号まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の

規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けことが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。ウにおいて同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (6) 引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 第7条第2項中「前条第1項第2号ウに掲げる」を「住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は住宅法第8条第1項

各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる」に、「災害発生の日から3年間は、同項」を「災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項」に、「から第3号まで(住宅令第6条第1項)を「、第2号及び第6号(同条第2項本文)に、「前条第1項第2号及び第3号」を「同条第1項第1号及び第6号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第18条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第1号及び第6号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。

第8条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

第8条の2第3項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第8条の3第2項中「第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者とする」を「次の各号のいずれかに該当する者のうち、第6条第1項第1号及び第4号から第6号までのいずれにも該当する者でなければならない」に改め、同条第6項中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第9条第2項第2号中「引揚者」の次に「で引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの」を加える。

第12条前段中「第6条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同条後段を削る。

第15条第2項第1号中「住宅令第6条第5項」を「神奈川県営住宅条例の一部を改正する条例(平成24年神奈川県条例第32号)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の神奈川県営住宅条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項第2号」に改め、同項第2号中「改良令」を「旧条例」に、「住宅令第6条第5項」を「旧条例第6条第1項第2号」に改める。

第21条第2項中「月分」の次に「の家賃」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関が同法第37条の2の規定により県営住宅の入居者に代わって家賃を支払う場合において、当該入居者に係るその月分の家賃の納付につき知事が必要と認めるときは、当該納付の期限は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める日とする。

第32条第1項中「の収入が」の次に「旧条例」を加え、「の金額」

を「に規定する金額」に改め、同条第2項中「の収入が」及び「準用する」の次に「旧条例」を加え、「掲げる」を「規定する」に改める。

第34条第2項中「勘案し、改良令」を「勘案し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第5条の規定による改正前の改良令(以下この項において「旧改良令」という。))」に、「改良令」を「旧改良令」に、「改良令により」を「旧改良令により」に改め、「準用される」の次に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の」を加える。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神奈川県営住宅条例(以下「新条例」という。)第6条第2項第1号の規定の適用については、この条例の施行の日前に56歳以上である者(同日において60歳以上である者を除く。)は、同号に該当する者とみなす。

3 平成25年3月31日までの間は、改正前の神奈川県営住宅条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項第2号(旧条例第7条及び第8条の2第2項において適用する場合並びに旧条例第12条において準用する場合を含む。)に規定する入居者資格については、新条例第6条第1項、第7条第1項及び第2項、第8条の2第2項並びに第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧条例第6条第1項第2号及び旧条例第12条中

「ア その者が身体障害者である場合その他の住宅令第6条第4項第1号及び第2号に規定する場合 住宅令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額

ウ 公営住宅が住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくはは^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 住宅令第6条第5項第2号に規定する金額

エ ア、イ及びウに掲げる場合以外の場合 住宅令第6条第5項第3号に規定する金額

とあるのは

「ア その者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の

規定による改正前の住宅令（以下「旧住宅令」という。）第6条第4項第1号及び第2号に規定する場合 旧住宅令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 旧住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額

ウ 公営住宅が住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧住宅令第6条第5項第2号に規定する金額

エ ア、イ及びウに掲げる場合以外の場合 旧住宅令第6条第5項第3号に規定する金額

と、同条中

「ア その者が身体障害者である場合その他の住宅令第6条第4項第1号及び第2号に規定する場合 改良令第12条の規定により読み替えて準用される住宅令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 改良令第12条の規定により読み替えて準用される住宅令第6条第5項第2号に規定する金額

とあるのは

「ア その者が身体障害者である場合その他の旧住宅令第6条第4項第1号及び第2号に規定する場合 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第5条の規定による改正前の改良令（以下「旧改良令」という。）第12条の規定により読み替えて準用される旧住宅令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 旧住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧改良令第12条の規定により読み替えて準用される旧住宅令第6条第5項第2号に規定する金額

とする。

4 平成25年3月31日までの間は、新条例第8条の3第2項の規定の適用については、同項中「第6号まで」とあるのは、「第6号まで並びに神奈川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第32号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の神奈川県営住宅条例第6条第1項第2号」とする。

神奈川県営上水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第33号

神奈川県営上水道条例の一部を改正する条例

神奈川県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第49条の2」に改める。

第6章中第50条の前に次の3条を加える。

（水道の布設工事）

第49条の2 水道法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設（同法第3条第8項に規定する水道施設をいう。）の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日に給水することができる最大の水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第49条の3 水道法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 管理者が別に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

（水道技術管理者の資格）

第49条の4 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、

同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 管理者が別に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第50条第3号中「前条」を「第49条」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

風致地区条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第34号

風致地区条例を廃止する条例

風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月2日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）第14条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）で定める基準に従った市町村の条例（以下「市町村条例」という。）が制定施行された場合において、当該市町村条例の施行の日前にされた当該市町村の区域に係るこの条例による廃止前の風致地区条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項の許可の申請で当該市町村条例の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に市町村条例が制定施行された場合において、当該市町村条例の施行の日前に当該市町村の区域に係る旧条例第2条第1項の許可を受けた行為（同条第4項の規定により同条第1項の許可を受けたとみなされるものを含む。）、同条第3項の協議をした行為（同条第5項の規定により同条第3項の協議をしたとみなされるものを含む。）及び旧条例第3条の通知をした行為で当該市町村条例の施行の際当該行為に着手していないもの又は当該行為が完了していないものについては、なお従前の例による。

4 平成24年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に市町村条例が制定施行された場合において、当該市町村条例の施行の日前に旧条例第2条第1項の規定に違反し、詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受け、又は旧条例第5条第2項の規定による許可に付した条件に違反して当該市町村の区域においてした行為については、なお従前の例による。

5 平成24年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に市町村条例が制定施行された場合において、当該市町村条例の施行の日前に当該市町村の区域においてした行為並びに附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の日前にした行為（前項に規定するものを除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。